

生産性向上・賃上げに取り組む事業者の

設備投資を支援

補助率・上限額

1/2 500 万円

申請期間

令和8年7月1日(水)から令和8年12月28日(月)

※期間内であっても予算の上限に達した時点で申請受付を終了します。

補助の要件

- ✓ 市の認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づく設備投資
- ✓ 年平均の投資利益率が5%以上見込まれること
- ✓ 1.5%以上の賃上げ方針を従業員に表明

※交付決定前に事業着手(発注等)した場合は補助対象となりません。

※本補助金の詳細については、市ホームページをご確認ください。

久留米市 商工観光労働部 商工政策課

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

TEL 0942-30-9133

MAIL syoko@city.kurume.lg.jp



久留米市HP

令和8年度

先端設備等導入計画

◆ 先端設備等導入計画とは

中小企業が設備投資を通じて労働生産性の向上を実現するための計画で、市に申請を行い、認定を受ける必要があります

主な要件

- ①計画期間:3年間、4年間又は5年間
- ②労働生産性:計画期間において、基準年度比で年平均3%以上向上
- ③先端設備等の種類:労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備【機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備など】

メリット

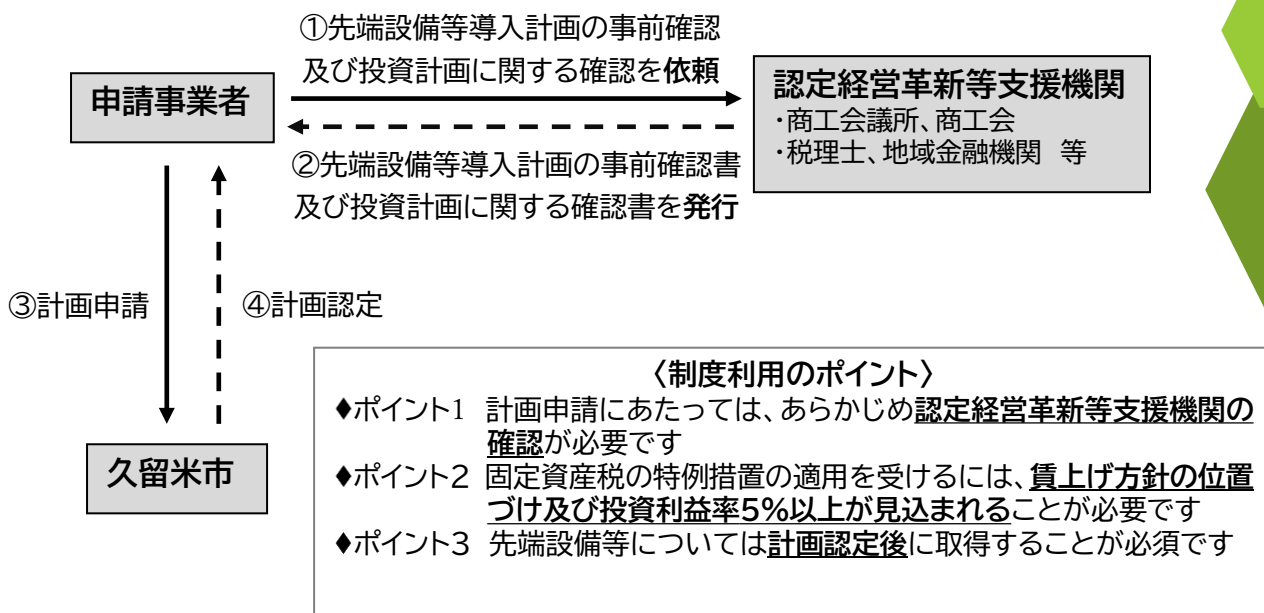
認定を受けた場合は税制支援などの支援措置を活用することができます

税制支援⇒雇用者給与等支給額を1.5%以上、又は3%以上増加させる賃上げ方針を従業員に表明し、かつ、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された設備について、固定資産税の特例を受けることができます

●固定資産税の特例

雇用者給与等支給額	固定資産税の課税標準
1.5%以上の賃上げ方針	3年間1/2に軽減
3.0%以上の賃上げ方針	5年間1/4に軽減

◆ 制度活用の流れ



*詳しくは久留米市ホームページをご確認ください

申請及び問い合わせ先

久留米市商工観光労働部 商工政策課

〒830-8520 久留米市城南町15-3 ☎0942-30-9133

